

議案第67号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

世田谷区発達障害相談・療育センター条例（平成20年12月世田谷区条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「法」という。」を削る。

第10条第1項第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。